

令和5年6月7日

青森県教育委員会第893回定例会

期 日 令和5年6月7日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 案

- 議案第1号 令和6年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について 1
- 議案第2号 令和6年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について 2
- 議案第3号 令和6年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について 4
- 議案第4号 県立高等学校の学科の設置及び廃止について 6
- 議案第5号 令和6年度青森県立三本木高等学校附属中学校の入学者募集人員について 7

3 その他

- 職員の懲戒処分の状況について 8

4 閉 会

議案第 1 号

令和 6 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針案について

令和 6 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

令和 6 年度青森県立中学校入学者選抜基本方針

- 1 県立中学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、小学校での学習や日常生活を通して身に付けた力、学習に対する意欲などを、筆記による適性検査、面接、調査書を組み合わせて、総合的に評価し、行うものとする。
- 3 選抜に当たっては、県立中学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第2号

令和6年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

令和6年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

令和6年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1人、1校1学科(部)に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第2志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書(以下「調査書」という。)、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
 - (3) やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
 - (4) 合格者数が募集人員に満たない学科等において、別に定めるところにより、再募集を行うものとする。
- 3 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。

- 4 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。
 - (1) 実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とする。
 - (2) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。

- 5 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第3号

令和6年度青森県立特別支援学校高等部 入学者選抜基本方針案について

令和6年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針を次のように定める。

令和6年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針

青森県立特別支援学校高等部における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、高等部を設置する各特別支援学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
 - (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第2志望を認める。
 - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。
 - (3) 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
 - (4) (1)にかかわらず、青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（青森県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科に出願することができる。
- 3 面接及び諸検査は、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に十分配慮して適切に実施するものとする。

4 選抜に当たっては、各特別支援学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第4号

県立高等学校の学科の設置及び廃止について

1 提案理由

県立高等学校の学科を設置及び廃止するため提案するものである。

2 学科の設置

(1) 学校名、課程及び設置する学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立青森南高等学校	全日制の課程	グローバル探究科

(2) 設置の時期

令和6年4月1日

3 学科の廃止

(1) 学校名、課程及び廃止する学科

学 校 名	課 程	学 科
青森県立青森南高等学校	全日制の課程	外国語科
青森県立柏木農業高等学校	全日制の課程	生活科学科

(2) 廃止の時期

令和6年3月31日

(3) その他

廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

議案第5号

令和6年度青森県立三本木高等学校附属中学校の 入学者募集人員について

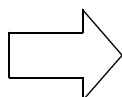
1 提案理由

青森県立三本木高等学校附属中学校の入学者募集人員について、きめ細かな学習や生活指導を推進するため、次のとおり定める。

2 令和6年度青森県立三本木高等学校附属中学校入学者募集人員 66人

<令和5年度の入学者募集人員>

80人(40人×2学級)



<令和6年度の入学者募集人員>

66人(33人×2学級)

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和5年5月（5月1日～5月31日分）

青森県教育委員会

事案（処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 三八地域の高等学校 教諭（45歳 男性）

②事件の概要等 酒気帯び運転による人身事故

- ・ 令和5年3月24日（金）、午後6時から勤務校の懇親会に参加し、ビールを中瓶4～5本程度、その後、別の飲食店でハイボールを5～6杯程度飲んだ。
- ・ 翌3月25日（土）午前2時20分頃、代行業者を利用して帰宅しようとして駐車場で30分程度待ったものの代行業者が来なかったため、午前3時頃に車を運転して駐車場を出発した。
- ・ 同日午前3時17分頃、八戸市長苗代二丁目の国道104号交差点において、赤信号を見落として交差点に進入し、信号に従って右折しようとした大型貨物自動車に衝突した。
- ・ 事故後、到着した警察官によって行われた呼気検査により呼気中濃度0.57mg/lのアルコールが検出され、逮捕された。
- ・ 事故の相手方（男性1名 2週間の加療）
- ・ 令和5年4月12日（水）、道路交通法違反及び過失運転致傷による略式命令（罰金50万円）を受けた。

③処分内容 免職

④処分年月日 令和5年5月26日

職員の酒気帯び運転について (懲戒処分等前の事案)

①違反者 特別支援学校 教諭 (30歳 男性)

②事件の概要等 酒気帯び運転

- ・ 令和5年5月3日(水)、同僚職員等との懇親会に参加するため、車を運転し、弘前市内の飲食店へ向かった。
- ・ 午後7時頃から翌5月4日(木)午前5時頃まで、4軒の飲食店等でビールなどのアルコールを摂取した。
- ・ 徒歩で駐車場に向かい、そのまま車を運転し駐車場を出発した。
- ・ 同日午前6時頃、弘前市内の国道102号交差点で信号待ちにより停車したところ、居眠りした。
- ・ 付近の住民の通報により到着した警察官によって行われた呼気検査により呼気中濃度0.52mg/lのアルコールが検出された。

③今後の対応 刑事処分等を確認の上、厳正に対処する。

参 考 資 料

第 8 9 3 回定例会（令和 5 年 6 月）

- 議案第 4 号
県立高等学校の学科の設置及び廃止について

P 1 ~ P 2

県立高等学校の学科の設置及び廃止について

1 学科の設置及び廃止の経緯

- 令和 5 年度から令和 9 年度までを計画期間とする青森県立高等学校教育改革推進計画第 2 期実施計画では、今回設置及び廃止する学科に関して、次のとおり示している。

【外国語科】

青森南高等学校の外国語科においては、中学生のニーズ等を踏まえるとともに、社会の更なるグローバル化等に対応できる国際的素養を身に付けたグローバル人財を育成するため、これまで英語やロシア語の学習、国際理解教育等を推進してきた外国語科の学習内容を発展的に見直し、グローバル探究科に改編します。

グローバル探究科では、グローバルに活躍するために必要な力を育成するため、国際的な教育プログラムである国際バカロレアの理念に基づき、語学力だけでなく、幅広い教養、課題を発見し解決する能力等を身に付けられる学習の充実を図るとともに、SDGs の実現等に着眼した探究活動に国内外の学校等と協働しながら取り組むなど、特色ある教育活動を推進します。

【農業科】

柏木農業高等学校においては、生活科学科を生物生産科に統合し、農業生産や農業経営等に加え、地域資源の活用に関する学習の充実を図ります。

- 第 2 期実施計画における学科改編のうち、青森南高等学校の外国語科及び柏木農業高等学校の生活科学科の学科改編を令和 6 年度に行うものである。

2 学科の設置及び廃止の内容

(1) 青森南高等学校

<令和5年度>		<令和6年度>	
普通科 (4cl)	⇒	普通科 (4cl)	}
外国語科 (1cl)		グローバル探究科 (1cl)	
全日制の課程 2学科5学級		全日制の課程 2学科5学級	

「外国語科」を募集停止し、「グローバル探究科」に改編する。グローバル探究科では、国際的素養を身に付けたグローバル人財を育成するため、教育活動全体を通して思考力・表現力等の学力だけでなく、平和な社会の構築に貢献するために必要な探究心や多様な文化を理解・尊重する心を育む。

具体的には、課題発見・解決能力等を育成するため、SDGsの実現等をテーマに、情報収集しながら創造的な思考を促す活動など、探究的な学びに取り組む。

また、多様な文化を持つ他者に対して、自分の意見を伝えたり、議論を深めたりするためのコミュニケーション力の育成を目指し、グループディスカッション、プレゼンテーションなどの協働的な学びに取り組む。

(2) 柏木農業高等学校

<令和5年度>		<令和6年度>	
生物生産科 (1cl)	⇒	生物生産科 (1cl)	}
生活科学科 (1cl)		【募集停止】	
環境工学科 (1cl)		環境工学科 (1cl)	
食品科学科 (1cl)		食品科学科 (1cl)	
全日制の課程 4学科4学級		全日制の課程 3学科3学級	

「生活科学科」を募集停止し、「生物生産科」に改編（統合）する。生活科学科で培ってきた、農業の専門科目の学習内容は、生物生産科における実習を通して継続的に取り組み、生徒の進路選択の幅を確保する。